

大阪市告示第173号

大阪市市税条例（平成29年大阪市条例第11号）第29条第1項第1号に規定する寄附金税額控除の対象となる寄附金として、次の法人に対する寄附金を指定したので、同条第14項の規定に基づき告示する。

令和8年2月4日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 高橋 徹

法人の名称	法人の主たる事務所 又は事業所の所在地	寄附金税額控除の 対象期間
公益財団法人福盛財団	大阪市北区東天満一丁目10番12号	令和7年5月29日から 令和12年12月31日まで
社会福祉法人新よどがわ	大阪市淀川区東三国六丁目3番46号	令和7年1月1日から 令和12年12月31日まで

（財政局税務部課税課）